

令和8年度 岡崎市立六ツ美南部小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していくことが必要となる。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係のなかで、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そのために、児童一人一人が活躍できる場を積極的に設定していく。そうしたなかで、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

本校では「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として委員会を開いて対応する。(構成員:校長、教頭、教務主任、校務主任、校務主任補佐、学年主任、生活指導担当、養護教諭、いじめ・長期欠席担当教諭 必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。) また、必要に応じてケース会議、年3回いじめ・長期欠席対策会議を全職員で行い、いじめ・長期欠席児童の現状把握と共通理解を図る。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校教育診断アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、今後の取り組みについての改善策を検討していく。

(2) 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・生活アンケート(年5回)、保護者アンケート(年1回)や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、各学年・学級の実態を具体的に把握するとともに、実効あるいじめ防止対策に努める。

(3) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だより・学年だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

(4) いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・いじめがあった場合、あるいは、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、「いじめ・長期欠席対策委員」を中心に適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。対応策の内容を保護者に伝え、確認する。
- ・「学校運営協議会」で、情報の共有を図るとともに、いじめ事案への適切な助言や協力を求める。(構成員:校長、教頭、元学区社会教育委員長、学区総代会長、学区社会教育委員長、主任児童委員、PTA会長)
- ・必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ・いじめは絶対に許さないという毅然とした姿勢で、教職員が日常の生活指導に臨む。
- ・支えあう仲間としての意識を高め、加害者同様に傍観者も許さないという強い意志を児童に周知徹底する。
- ・日々の授業や学級諸活動、各行事などの様々な場面において、共感的な人間関係の形成に努め、児童同士のかかわりを大切にするとともに、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ・安心安全な風土の醸成を心掛け、学級の全児童が安心して気持ちよく過ごせるためのルールを学級担任と児童が話し合って作り、年度初めや長期休業後などの節目において確認し合う。
- ・児童の活動や努力を認め、自己決定の場を多く設けるとともに、自己存在感を育むために、教育目標『人間尊厳の基盤に立ち、知・徳・体の調和の取れた人間形成を目指す』の実践に努める。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・日常的に児童の様子を見守り、運営委員会や職員会議、夕方打合わせ会の場で必要があればケース会議を開き、児童個々についての情報交換を行い、報告・連絡・相談・確認を通じてその情報を共有する。

- ・学区に居住する15歳以下の子供全体の育成に関する協議を行う「こどもネット六ツ南」を毎学期実施（年3回）する。縦のつながりによる情報交換を行うとともに、いじめ解消への適切な助言を校区医師、行政機関から求め、必要に応じて協力を依頼する。
（構成員：校長、教頭、いじめ・長期欠席対策担当、学区小児科医師、民生委員、児童委員、学区中学校長、学区中学校いじめ・長期欠席対策担当、学区保育園長、近隣幼稚園長、保健所職員、西三児童福祉相談センター職員、市役所家庭児童課職員、岡崎平和学園施設長）
- ・情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ・人権週間に関連して、代表委員会主催の「六ツ南人権集会」を実施し、学校全体でいじめをしない、させないという意識を高める。

(2) いじめの早期発見の取組

- ・生活アンケート（年5回）、保護者アンケート（年1回）を実施すると同時に、一人一人の児童との教育相談も行い、悩みを抱える児童の小さなサインを見逃さないよう努める。
- ・4～6年生対象、年2回のWEBQUテストの結果を効果的に活用し、トラブルに巻き込まれやすい児童の把握に努め、早期に働きかける。
- ・学校内のすべての教育活動を通して、教師と児童との温かい人間関係づくりに心掛けるとともに、電話連絡や家庭訪問、学級・学年だよりの発行等を通じて保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・スクールカウンセラーやいじめ相談電話等の相談機関を紹介するポスターを作成し、校内に常掲したり、印刷物を家庭に配付したりすることで児童が相談しやすい環境を整える。
- ・授業中や休み時間における児童とのふれあいに心掛け、児童との対話を大切に、児童の心の変化や動きをできるだけ早く把握できるように努める。
- ・気になる児童の言動があれば、家庭訪問や連絡帳、電話連絡を通して保護者との連携を図る。
- ・週に1度、役職者、養護教諭、学年主任（必要に応じて）が集まり、児童に関する情報共有の場を設けることで、正確な事実の把握、問題の解決に向けた指導・支援体制の強化に努める。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめの発見や通報を受けたら、「いじめ・長期欠席対策委員会」を中心に組織的に迅速に対応する。把握した事実を特定の教員が抱え込むことがないように、組織として対応する。
- ・「いじめ・長期欠席対策委員会」で話し合われた指導方針に従い、担当教員による該当児童への家庭訪問、あるいは学校において適切な指導を行う。その際、学校は「いじめは決して許さない」という断固とした姿勢を示す。
- ・被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ・加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、市教委担当主事、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ・いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等と連携して行う。

4 重大事態への対応

- ・重大事態や重大事態が疑われる場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。学校は、教育委員会の設置する「いじめ対応支援チーム」から指導・助言を受け、より具体的な対応を適切に行う。
- ・学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ・調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- ・学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、R P D C Aサイクル（RESEARCH→PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- ・生活アンケート（年間児童5回、保護者1回）を実施し、「いじめ・長期欠席対策委員会」でいじめに関する取組の①検証②対策③指導④確認を行う。

6 令和7年度の課題を解決するための具体策

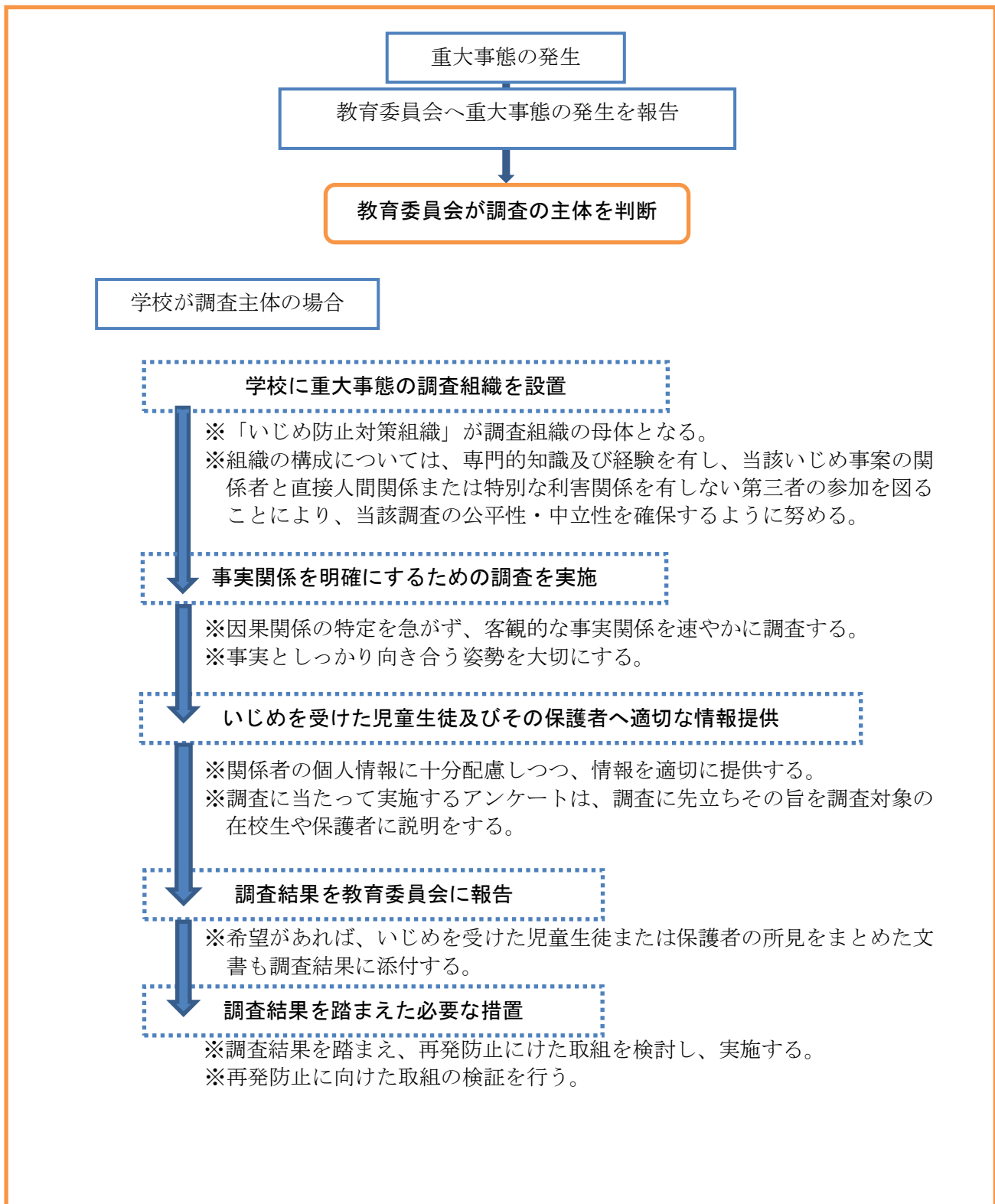
- ・いじめに関わる事案の情報をより迅速に収集し、周知徹底を図ることでいじめの早期対応ができるようにする必要があった。そこで、定期的に役職者、養護教諭、学年主任（必要に応じて）が集まって児童に関する情報共有の場を設けることで、正確な事実の把握、問題の解決に向けた指導や対策を話し合う。
- ・問題に対して様々な知見や経験を生かして、チームで解決にあたる必要があった。関係する児童や保

護者から多角的に把握した事実をもとに、「いじめ・長期欠席対策委員会」のメンバーを中心に、特定の教員が抱え込むことのないよう、チームとして対応する。

7 その他

- ・いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- ・「学校いじめ基本方針」を保護者へ配付するとともに「STOP the いじめアクションプラン」と併せてホームページに掲載する。
- ・長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<令和8年度 六ツ美南部小学校いじめ防止年間計画>

月	いじめ・長期欠席対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4	R P ↓ R D ↓ R C ↓ A ↓ P ↓ R D ↓ C ↓ R A ↓ P へ	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの児童・保護者への周知 ○学年開き、学級開き ○教育目標の内容説明と確認	○いじめ相談窓口の児童・保護者への周知 ○身体測定 ○通学団会（学期に1回）	○学校ホームページで「学校いじめ基本方針」の公表 ○授業参観
5			○「にこにこタイム」（異年齢集団活動）の開始	○「生活アンケート（児童用）①」の実施 ○WEBQUテスト1回目の実施	
6			○「こどもネット六ツ南」で未然防止に向けた取組の検討 ○保健指導（包括的性教育）	○「生活アンケート（児童用）②」の実施 ○教育相談週間（担任と児童の個人面談）	○運動会 ○学校運営協議会でのいじめ・長期欠席の現状の説明
7		○「生活アンケート」（児童用）①②の結果の検証と対応策の検討 ○いじめ長期欠席対策委員会	○情報モラル指導（ネットモラル） ○いじめに関する校内研修		○保護者会 ○「こどもネット六ツ南」の開催
8		○中間評価→検証			
9				○身体測定	
10				○「生活アンケート（児童用）③」の実施 ○WEBQUテスト2回目の実施	
11		○「生活アンケート」（児童用）③④の結果の検証と対応策の検討	○福祉実践教室（4年）	○「生活アンケート（児童用、保護者用）④」の実施 ○教育相談週間 ○WEBQUテストを活用し、個別支援計画を作成	○学校運営協議会で「生活アンケート」（児童用）の結果の検討
12		○いじめ長期欠席対策委員会 ○児童・保護者による「学校教育診断」アンケートの実施	○六ツ南人権集会の実施 ○人権週間（講話・道徳・特活・授業） ○赤い羽根募金活動 ○「こどもネット六ツ南」で現状把握と今後の取組の確認 ○情報モラル指導（ネットモラル）	○「学校診断アンケート（児童用）」の実施	○個人懇談会 ○「こどもネット六ツ南」の開催 ○「学校教育診断アンケート」の実施
1			○保健指導（命の大切さ）	○身体測定	○学習発表会
2		○「生活アンケート」（児童用）⑤の結果の検証と対応策の検討 ○いじめ長期欠席対策会議	○「こどもネット六ツ南」で現状把握と今後の取組の確認 ○いじめに関する校内研修	○「生活アンケート（児童用）⑤」の実施	○「こどもネット六ツ南」の開催 ○学校運営協議会で「学校教育診断アンケート」の結果の検討 ○感謝の会
3		○「学校教育診断」アンケートの結果の検証、「基本方針」の見直し	○卒業を祝う会		
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○「分かる 楽しい授業」の充実 ○授業を通じた人間関係作り、自己肯定感の向上 ○「にこにこタイム」の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談	○あいさつ運動	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。